

～第3種踏切道において発生した、列車と軽自動車との衝突による踏切障害事故～

鉄道事業者名：WILLER TRAINS 株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和2年1月29日 14時53分ごろ

発生場所：京都府舞鶴市

宮津線 しののめ たんごかんざき 東雲駅～丹後神崎駅間（単線）

かみゆこう 上油江踏切道（第3種踏切道：踏切遮断機なし、踏切警報機あり）

西舞鶴駅起点12k428m付近

## <概要>

WILLER TRAINS 株式会社の宮津線西舞鶴駅発豊岡駅行き下り普通第237D列車の運転士は、令和2年1月29日（水）、東雲駅～丹後神崎駅間を速度約55km/hで惰行運転中、上油江踏切道（第3種踏切道）の手前で右側から同踏切道に進入してくる軽自動車を認めたため、非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが列車は軽自動車と衝突して停止した。停止後、運転指令へ事故の報告をするとともに、軽自動車の運転者の状況を確認し警察への通報及び救急車の手配を依頼した。この事故により、同運転者が死亡し、乗客2名が軽傷を負った。

## <事故現場付近略図>



## <列車からの見通し状況>



## <軽自動車進入側から見た

## 上油江踏切道の状況>



### <原因>

本事故は、踏切警報機が設けられている第3種踏切道である上油江踏切道において、列車が接近して踏切警報機が動作している状況で軽自動車が同踏切道に右側から進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる。

列車が接近し、踏切警報機が動作している状況で軽自動車が同踏切道に進入した理由については、軽自動車の運転者が列車の接近に気付かなかった可能性が考えられるが、運転者が死亡していることから、明らかにすることはできなかった。

### <再発防止のために望まれる事項>

本件踏切の安全性向上を図るために同社等は、本件踏切へ踏切遮断機を整備することが望ましい。また、同社等は、踏切遮断機整備に向け踏切利用者及び地域住民等の理解や協力が得られるよう努めるとともに、列車の見通しを確保するよう線路に沿って生えている草木の伐採、踏切警報機の視認性を向上するための赤色せん光灯の改良、踏切通行者に注意を喚起するための注意看板の設置等を行うことや、道路管理者は停止線を設置する等の安全対策を講ずることが望まれる。

### <事故後に講じられた措置>

#### (1) 本件踏切において同社等が講じた措置

##### 暫定対策

- ① 踏切防護柵に「とまれ」表示の看板を踏切の両側に設置した。その後、自動車の運転手の目線へ位置を変更した。
- ② 列車運転士及び自動車等通行者からの列車見通しをより向上させるため、草刈りを実施した。
- ③ 踏切防護柵の再塗装を実施した。
- ④ 地元住民への踏切事故防止（一旦停止）の啓発を警察と協議した。また、踏切道の通行注意喚起策として、ドット状の黄線（一旦停止を注視させるためのもの）を道路上へ設け、踏切の幅員が分かるように黄線を設けた。
- ⑤ 令和2年度中に府道側の踏切警報機の赤色せん光灯を全方位型に交換する予定。

##### 恒久対策

- ⑥ 同社は、本件踏切の第1種化をタンゴ鉄道及び関係者等へ継続的に要請していくこととした。

#### (2) 道路管理者である舞鶴市の措置

鉄道施設を保有・管理しているタンゴ鉄道に安全対策の実施を働きかける他、同社、警察、地域住民等、関係者と連携して注意喚起のチラシ配布をするなど、安全確保に務めることとした。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、[鉄道事故調査報告書をご覧ください。](#)